



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.121
4月号

(公社)栃木県産業資源循環協会 令和4年度事業実施計画を策定

3月17日に開催されました第61回理事会において、当協会の令和4年度事業計画が承認されました。概要は次のとおりです。

令和4年度事業実施計画

海洋プラスチック汚染が生態系に与える影響が深刻化し、国際的にプラスチック製品の使用抑制、回収・リサイクルの推進が必要となっています。また、プラスチック製品は石油由来が多く、気候変動問題への対応、脱炭素社会の実現のためにも、将来的に素材の転換を進めることが重要です。そこで、プラスチック資源循環を促進するため、令和4年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。協会といたしましてはプラスチックに限らず、産業廃棄物の更なる循環型社会構築のため、産業廃棄物の適正処理、様々な研修事業による資源循環の促進や普及啓発・情報提供などの公益のための事業はもとより、行政や公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。また、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可講習会等につきましては、今年度も Web 開催が決まり、昨年度に続き講習会の申し込みや講義ビデオを視聴できる環境を整え、パソコンの操作が苦手な方や Web 環境のない方を支援して参ります。

具体的な各事業の内容につきましては、次のとおりです。

I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1)産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。

(2)排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3)廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認、廃棄物処理施設を設置する手続き等に際し、支援、助言を行う。

(4)産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5)不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

(6)災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

～協会ニュース～

2 研修事業

(1)産業廃棄物の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物処理業者や排出事業者等を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施する。

(2)産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修会を実施する。

(3)労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4)トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これからの産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1)産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業」をはじめとした啓発事業を行う。

(2)協会だよりの発行

協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともにホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等各種情報を提供する。

(3)ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

II 共益事業等

1 組織強化事業

(1)新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布する他、各種講習会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

(2)会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

2 意識啓発向上事業

(1)表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

(2)優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

(3)暴力団等反社会的勢力排除のための講習会

産業廃棄物処理業界から暴力団等反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や

～協会ニュース～

企業への不当要求の実態と対策等に関する講習会を行う。

(4)産廃手帳の配布

日々の産業廃棄物処理業務に活用するため、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する手帳を希望する会員に配布する。

(5)行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努めるほか、「メール配信サービス」を希望する方には、電子メールでの配信も並行して行う。

(6)許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1)行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2)排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

(3)公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

(4)許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、パソコンをお持ちでない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申し込みや講義動画の視聴について支援する。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅲ 管理事業

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

(1)定時社員総会の開催

(2)理事会の開催

(3)三役会の開催

(4)委員会及び部会の開催

(5)交流会

(6)その他

① 栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

第61回理事会を開催

3月17日(木)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第61回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員の改選
役員候補者原案を5月に開催予定の第11回定時社員総会に提案することになりました。
2. 令和4年度事業計画案(1～3ページ参照)
3. 令和4年度予算案
4. 令和3年度決算見込み
原案のとおり承認されました。
5. 令和4年度会長表彰(優良従事者等)の候補者選定
会員から推薦があった「優良従事者」と「永年勤続者」の表彰者が決定しました。
6. 新規加入会員の承認
正会員1社(フジメタルリサイクル株式会社)の入会が承認されました。

【報告事項】

1. 令和3年度下半期業務執行状況報告書
今年度の下半期業務執行状況について報告しました。
2. 令和4年度労働災害防止計画の策定
来年度の労働災害防止計画の概要等について報告しました。
3. 会員の異動
退会及び代表者変更等があり、3月16日現在の正会員は196社、賛助会員は22社、合計218社であることを報告しました。
4. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
5. 許可申請等に関する講習会の追加開催
栃木会場を含めた追加開催の概要等について報告しました。なお、栃木会場は新規収集・運搬課程を2回、更新収集・運搬課程を3回の追加開催を行います。
6. 当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

【その他】

1. メール配信サービス
今年2月から始めたメール配信サービスの概要説明のほか、未登録会員に対して引き続き周知していくこととなりました。

新規加入会員紹介【正会員1社】

○フジメタルリサイクル株式会社 代表取締役 一色 康平
(本社) 東京都大田区蒲田本町 2-33-8 TEL03-3735-5111 FAX03-3735-1345
(事業所) 栃木県小山市鉢形 363 TEL0285-49-1191 FAX0285-49-1195
<http://www.fuji-metal.com>

- ◆収集・運搬業(積替えを除く) 栃木県 2019年10月20日
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- ◆中間処理業(破碎、切断) 栃木県 2017年9月24日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

令和4年度 許可申請等に関する講習会について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している令和4年度許可申請等に関する講習会は、令和3年度に引き続き、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会となります。

受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

■栃木県の試験会場：コンセーレ 大ホール（1F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

○【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和4年6月30日（木）	13：30	75	25,300円
令和4年9月1日（木）	9：50	75	25,300円
令和5年1月24日（火）	13：30	75	25,300円

○【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和4年6月30日（木）	9：50	75	16,500円
令和4年7月1日（金）	13：30	75	16,500円
令和4年9月2日（金）	13：30	75	16,500円
令和5年1月24日（火）	9：50	75	16,500円
令和5年1月25日（水）	13：30	75	16,500円
令和5年1月26日（木）	9：50	75	16,500円

○【更新】産業廃棄物の処分課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和5年9月1日（木）	13：30	50	20,900円 *33,000円

*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合

○特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和4年7月1日（金）	9：50	75	13,200円
令和4年9月2日（金）	9：50	75	13,200円
令和5年1月25日（水）	9：50	75	13,200円

当協会を受講申込み及び講義動画が視聴できます！

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（講習会の受講料のみ）是非、御相談ください。TEL028-612-8016

<受講申し込みから、受験までの流れ>

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてリモートで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」に行き、受験していただきます。

～会社訪問～

《会社訪問》

今回も、青年部から志水部員の北関東環境開発株式会社に訪問しました。

1 会社概要

会社名：北関東環境開発株式会社 代表取締役 奥田 美弘

住 所：栃木県那須塩原市四区町 696 番地

TEL 0287-37-7044 FAX 0287-36-8780 ホームページ <https://www.kitakanto-kk.co.jp>

設 立：平成 3 年 5 月 2 日 従業員 46 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 栃木県 許可番号 00920010401

○産業廃棄物収集運搬業 栃木県 許可番号 00900010401

埼玉県 許可番号 01101010401

茨城県 許可番号 00801010401

福島県 許可番号 00707010401

【栃木県一般建設業】 許可番号 (般)第 23891 号

【栃木県砂利採取業】 許可番号 栃木第 659 号

【一般貨物自動車運送業】 承認番号 関自貨第 908 号

《主な認定・認証取得》

・環境省エコアクション 21 承認登録番号 0013039

3 施設概要

廃コンクリート、廃アスファルトコンクリート、廃石材といった産業廃棄物から付着物等を適正に除去し、破碎後粒度その他の性能を満たすように調整を行い、再生路盤材、盛土材といった再生土木資材としてリサイクルしております。

4 会社から一言

私たちは、社会のインフラ整備、すなわち社会基盤をつくる建設産業を生業とし、自然から受けた恵みに恩返しをするためにリサイクル活動に取り組んでおります。「地域づくり、更には将来の地球環境保全のため貢献していく」それが私たちの会社です。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



排出事業者の現地確認の時にも必要になるのが、処理施設の知識です。では、先月の宿題から確認していきましょう。

宿題Q、最終処分場の設置に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 処理業者が最終処分場を設置する場合は設置許可が必要だが、排出事業者が自社の産業廃棄物だけを処分するための最終処分場を設置する場合の設置許可は不要である。
- (2) 処理業許可と処理施設設置許可は別制度であることから、自社処理のための最終処分場でも設置に当たっては設置許可が必要である。
- (3) 市町村が一般廃棄物の最終処分場を設置する場合も設置許可は必要である。
- (4) 産業廃棄物の廃プラスチック類破碎施設を設置する場合は設置許可が必要であるが、最終処分場の設置には許可は不要である。
- (5) 産業廃棄物の最終処分場については都道府県知事、一般廃棄物の最終処分場については市町村長の設置許可が必要である。

【解説】

処理業許可と処理施設設置許可は別制度であることから、自社処理のための最終処分場であっても設置許可は必要である。

したがって、(2)が正しい。

(3) 市町村が一般廃棄物処理施設（ここでは最終処分場）を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないとしている（法第9条の3）。設置許可ではない。

なお、一般廃棄物の最終処分場を民間が設置する場合は、法第8条の規定により都道府県知事の許可が必要である。

正解（2）

この問題も「産業廃棄物の最終処分場はいくら小規模であっても設置許可の対象である。」と知っていれば、相当絞込みますね。ちなみに、市町村が設置する一般廃棄物処理施設は最終処分場も含めて「設置届」です。また、産業廃棄物の最終処分場も平成9年の法令改正までは規模の小さい埋立地（「ミニ処分場」と呼ばれていました。）は許可の対象外でした。廃棄物処理法をある程度知っている人や昔のことを覚えていた人ほど迷ったかも知れませんね。

では、もう一問、処理施設から。

～廃棄物処理問題～

Q、コンクリート製品製造工場から排出されるコンクリート製品くずの破碎処理を受託する産業廃棄物処分を計画している。この場合、許可を受けなければならないものとして、正しいものはどれか。

- (1) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くずの破碎施設の設置許可。
- (2) 木くず又はがれき類の破碎施設の設置許可。
- (3) 産業廃棄物処分業（事業の範囲は破碎処理（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず））。
- (4) 産業廃棄物処分業（事業の範囲は破碎処理（がれき類））。
- (5) 産業廃棄物処分業（事業の範囲は破碎処理（廃プラスチック類））。

【解説】

コンクリート製品製造工場から排出されるコンクリート製品くずは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」に該当し、がれき類には該当しない。また、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず」を破碎する処理施設は法第 15 条第 1 項の設置許可は不要である。（政令第 7 条各号に該当しない）

正解（3）

この問題は関係する方も多いのではないのでしょうか。建設系の廃棄物の処理は元請、下請の関係もありなかなか難しいものがあります。この問題は先月も解説しましたが「産業廃棄物の種類とその処理の方法」に関係してきます。

15 条処理施設（設置許可の必要な産廃処理施設）は「がれき類」の破碎施設は対象ですが、「ガラスくず」の破碎施設は対象になりません。また、製造工程から排出されるコンクリートブロック、レンガ、タイル、陶器などは「新築、改築又は除去に伴って生じたもの」ではないので「がれき類」にはならない、という「廃棄物の区分」の知識も求められることになります。

では、今回の宿題も建設系廃棄物の処理施設から。



宿題Q

次のうち、法第 15 条の産業廃棄物処理施設に該当するものはどれか。

- (1) ビルの解体工事時に発生するコンクリートの破碎施設であって、1 日あたりの処理能力が 100t を超えるもの。
- (2) ビルの解体工事時に分別されて搬出された鉄骨の切断施設であって、1 日あたりの処理能力が 100t を超えるもの。
- (3) 家の解体工事時に分別されて搬出された木くずの破碎施設であって、1 日あたり 6 時間稼働で 3t 処理できるもの。
- (4) 家の解体工事時に分別されて搬出されたガラスの破碎施設であって、1 日あたりの処理能力が 100t を超えるもの。
- (5) 製鋼工場から発生する還元スラグの破碎施設であって、1 日あたりの処理能力が 1,000t を超えるもの。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○家電リサイクル制度点検報告書・パブリックコメント

環境省は、2022年3月10日、家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）を開始しました。

家電リサイクル法は、1998年に制定され2001年から本格施行されました。既に運用20年を迎えています。その間、TVはブラウン管から液晶へ、アナログから地デジへと変化しました。また、各種家電はスマホとの連携などIT化が進む一方、日本製は減り、ネット販売が進んでいます。家電リサイクル法の特徴は、買い替え時に小売店の積極的関与を求める点と、後払い方式です。その結果、買い替えを伴わない廃棄品、いわゆる義務外品の存在と、市町村の回収義務、不法投棄対策などが課題となっています。また、市町村で処理が困難な電子レンジなどについても、品目追加が必要ではないかという指摘があります。今回の報告書では、有機ELテレビは品目追加を予定するものの、全体として回収率、リサイクル率が目標を上回っていることなどから、大きな法改正は必要ないとされています。

<http://www.env.go.jp/press/110684.html>

<https://www.env.go.jp/press/110684/mat01.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年3月28日掲載）

○使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

環境省は、使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを公表しています。

社会の高齢化に伴い、大人の紙おむつ使用量は増加しています。市町村の焼却施設で処理されることがほとんどですが、素材としては上質パルプ、樹脂、高分子吸収材から構成されており、技術的には資源として有効利用が可能です。そこで、環境省は令和2年3月、おむつのリサイクルに関するガイドラインを作成しました。あわせて、自治体向け、事業者向けのおむつリサイクルパンフレットも作成しています。

https://www.env.go.jp/recycle/omutu_gaido_gaiyo.pdf

https://www.env.go.jp/recycle/omutu_gaido.pdf

https://www.env.go.jp/recycle/diaper_recycling_guideline_leaflet_%28for_lg%29.pdf

https://www.env.go.jp/recycle/diaper_recycling_guideline_leaflet_%28for_bo%29.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年3月22日掲載）

○安定的なエネルギー需要構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律

省エネ法等エネルギー関係の法律を一括して改正する法案が、2022年の通常国会に提出されています。

これは、2021年作成された第6次エネルギー基本計画のもと、2050年カーボンニュートラル等を実現するための包括的制度設計です。対象となる法律は、省エネ法、エネルギー供給構造高度化法、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法です。需要・供給構造の転換と、安定供給の確保の方法が多く盛り込まれています。供給構造では、水素・アンモニア等の利用、CCSの利用促進、レアアース・レア金属の権益確保が取り上げられました。ロシアからの石油・天然ガス供給が途絶えると、世界中のエネルギー需給と温暖化対策にどのような影響がでるのでしょうか。エネルギー政策の重要性を改めて感じています。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002-1.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年3月7日掲載）

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



無事故と無災害

今号から安全衛生に関するワンポイントのアドバイスや法改正情報などを紹介します。

産業廃棄物の処分場、建設工事現場、製造業の工場などで、図表1や図表2の看板を見かけます。入口などの見やすい箇所に掲示してあることが多いようです。

図表1は、無事故と無災害として、記録が掲げてあります。図表2は、無災害だけです。何か違いがあるのでしょうか。規模が小さいのが事故で、大きいのが災害ではありません。

労働災害の定義は、労働安全衛生法に定められています（下記の条文）。たとえば、電線などの架線をフォークリフトで切断した場合は架線損傷事故ですが、このことによって感電した場合は労働災害です。正常な基準から外れることが事故で、労働者が負傷などをしたことを災害といいます。

栃木県産業資源循環協会が発行する「協会だより」Vol.120/3月号の冒頭に、「令和4年度労働災害防止計画」が掲載されていました。もう理解されたと思います。これは栃木県内の産業廃棄物業で作業を行っている労働者のケガを防止するための計画、ということになります。

なお、条文に「労働者が」とありますので、社長が工場ですつまずいて転倒してケガをしても、労働災害になりません。このため、労働基準監督署の安全衛生課などへ「労働者死傷病報告」の提出は不要です。

図表1 無事故無災害



図表2 無災害



○労働安全衛生法

第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

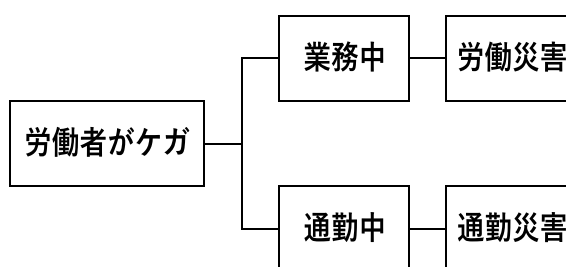
<以下、略>

上記の条文中に「その他業務に起因して」にも着目してください。

労働者がケガをする場合は、図表3の2通りがあります。業務中が労働災害で、通勤中は通勤災害です。前出の「労働者死傷病報告」は、労働災害が発生した時に提出します。

緊急事態が発生して、社内の他に行政機関などへ報告することが生じた場合は、事故あるいは災害を明確することが大切です。

図表3 労働災害と通勤災害



CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

こんな時、どうするの？ 1 施工ミスで発生したがれきの処分
2 袋麺の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1) 施工ミスで発生したがれきの処分

当社がハウスメーカーから住宅の基礎工事を受注しましたが、施工ミスで基礎を撤去しやり直すことになりました。この場合、撤去するがれきの排出事業者は誰になりますか。建設工事については、請負形態が複雑になるため元請業者が排出事業者になると定められていたと思いますが。この場合もハウスメーカーが排出事業者になりますか。ちなみに、ハウスメーカーは施工ミスしたことはまだ知らない状況です。できれば、自社が排出事業者として処分できればいいのですが、いかがですか。

(回答 1)

確かに、廃棄物処理法第 21 条の 3 に、建設工事にともない生ずる廃棄物の処理に関する例外が定められ、数次の請負によって行われる場合は元請業者を事業者とすると定められております。この条文をそのまま適用すればがれきの排出事業者はハウスメーカーになると思います。しかしながら、今回の場合、発生するがれきはそもそも住宅を建設する過程で発生することは想定されていない物です。従って、一連の住宅建設工事から切り離して整理することもできるのではないかと思います。今回のケースは行政により判断が分かれることも予想される微妙な案件だと思います。許可権者の裁量で、どちらともとれる案件ではないかと思います。当協会は許可権者ではありませんので、これでいいとは言えません。一連の住宅工事と切り離して整理できないか許可権者である県又は宇都宮市に確認してください。

(照会 2) 袋麺の処分

食料品を販売していますが、賞味期限切れの袋麺やカップ麺の処理の委託を考えています。袋麺等処理をお願いしようとする会社から期限切れの袋麺の品目を汚泥で委託契約するといわれました。汚泥で問題ないですか。スープなどは泥状を呈したものもありますが、ほとんどが乾燥した麺とプラスチックだと思いますが、品目は何に該当するのか教えてください。

(回答 2)

袋麺やカップ麺は、まれに紙製の容器もありますが、ほとんどがプラスチック類で包装され、乾燥麺、スープ（粉末、ペースト状、液体）、乾燥かやく、水分を含んだかやく、調味料、調味油が含まれます。これを細かく分ければ、廃プラスチック類（包装容器、調味料や調味料油、かやくなどを包装したもの）、廃酸か廃アルカリ（液体状の調味料）、汚泥（粉末やペースト状の調味料）、動植物性残さ（乾燥麺）、紙くず（紙製容器）に分けられます。ここで、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリは業種にかかわらず産業廃棄物に該当しますが、動植物性残さと紙くずは産業廃棄物に該当する業種には当たらず、一般廃棄物になります。袋麺のほとんどを占める乾燥麺が一般廃棄物とすれば、一般廃棄物の処理業の許可がないと処理できません。そこで、汚泥には濃度の決めはないことから、乾燥した麺を汚泥としているのではないかと思います。この解釈が良いか悪いかは別として、委託先がどのように処分するのかきちんと確認することのほうが大切ではないかと思います。汚泥単独と言うよりは、少なくとも廃プラスチック類も加えたほうが良いと思います。処分先が焼却処理するのであれば、そのまま焼却するのでしょうか、その時には、汚泥の他に廃プラスチック類の許可があるか確認したほうが良いと思います。廃プラスチック類の許可がない焼却炉での焼却はお勧めできません。

令和4年度(春期)

産業廃棄物処理実務者研修会 ～ eラーニング ～

＜研修会の目的＞

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者を含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認

いつでも・どこでも！

職場や自宅、好きな時間に自分のペースで！

※ 産業廃棄物処理実務者研修会テキストも別途販売しています

申込受付開始！

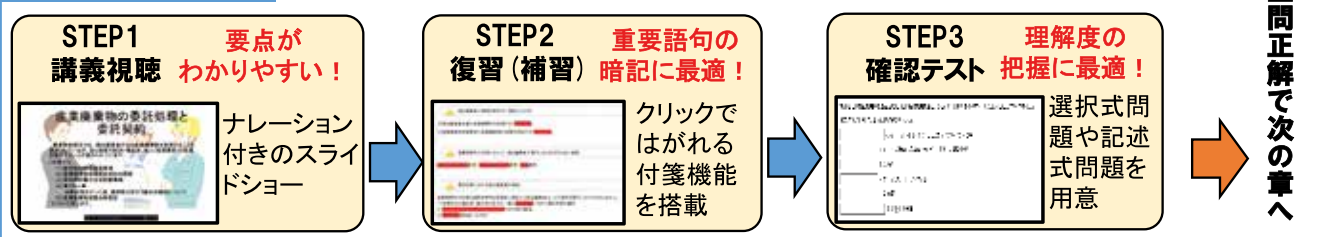
	第1期	第2期	第3期
申込受付期間	4月1日 ～4月22日	5月2日 ～5月25日	6月1日 ～6月24日
受講期間	5月6日 ～5月30日	6月2日 ～6月29日	7月4日 ～7月28日

カリキュラム (全4講座)

- ① 産業廃棄物処理の基礎(第1章～第8章)
(廃棄物処理法、排出事業者の責務、保管基準や処理基準 など)
- ② 産業廃棄物の委託処理と委託契約
- ③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ④ 帳簿

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です！
(各章ごとに、STEP1～STEP3で構成)



受講料

1名につき **8,250円** (税込、通信費等は利用者負担)

詳細／ 申込方法

お申込みは、専用のポータルサイトより受付

産廃 実務者研修

検索

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



お問合せ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

事業部 実務者研修会担当

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

● 営業時間／月～金 9:00～17:00

● 定休日／土日・祝日

2022.03

～行政ニュース～

令和4年度 栃木県・宇都宮市 廃棄物担当職員

令和4年4月1日付けの人事異動による栃木県及び出先機関、宇都宮市の産業廃棄物担当職員は次のとおりです。

■栃木県環境森林部

環境森林部長 小野寺 一行	
環境森林部次長兼環境森林政策課長 渡辺 順一	
環境森林部参事 大竹 久弥	
環境森林部参事 大栗 英行	
資源循環推進課	
資源循環推進課長 齋藤 利也	
主幹兼課長補佐（総括） 熊久保 優子	
企画推進担当 TEL028-623-3228	廃棄物対策担当 TEL028-623-3107
課長補佐（GL） 大関 正浩	副主幹（GL） 松本 直之
副主幹 手塚 秀夫	主査 志鳥 博一
主任 赤羽 則臣	主任 小野 陽平
主事 三上 敦史	技師 秋山 貴善
	主事 高久 唯一花
（災害等廃棄物対策） TEL028-623-3098	審査指導班 TEL028-623-3154
係長（TL） 福田 喬広	班長 高梨 真紀
主査 阿部 克久	副主幹（併） 金子 公久
技師 築田 慧	副主幹 野口 雄一
	主査（併） 巻島 健志
	主査 泉 陽誉
	主任 今井 涼介
	主任 舘野 雄備
	主任 松村 裕治
	主任 小林 由依
	技師 菊池 隆寛

■県西環境森林事務所 TEL0288-23-1000

環境部長 岡本 和久	
部長補佐兼環境対策課長 齋藤 康司	
主査 津久井 哲夫	
主任 麻生 祐太	
技師 小窪 綾香	
主事 柏木 達哉	
主事 星野 正樹	

■県東環境森林事務所 TEL0285-81-9002

環境部長 伊東 佳久	
部長補佐兼環境対策課長 中村 秀悦	
主査 前野 優哉	
主任 石井 謙太郎	
技師 成田 奏	
主事 日賀野 大地	
技師 大内 基彰	

～行政ニュース～

■ 県北環境森林事務所 TEL0287-22-2277

環境部長	大森 牧子
部長補佐(総括)兼環境対策課長	
	加藤 道夫
副主幹	君島 淳一
主査(併)	加藤 裕明
主査	大野 貴博
主任	金原 悠祐
主任	菅井 伸祥
技師	津久井 悠将
技師	福田 佑樹

■ 県南環境森林事務所 TEL0283-23-4445

環境部長	倉井 宏明
環境対策課長	藤平 慶志
副主幹	海老沢 豊
主査	中河原 浩
主任	麻生 貴史
技師	佐藤 翔大
主事	三井 保孝

■ 小山環境管理事務所 TEL0285-22-4309

所長	大橋 禎恵
所長補佐(総括)兼環境対策課長	
	芹澤 広行
係長	青木 宏行
主査(併)	小林 優也
主査	手島 和典
主任	平山 大輔
主任	宮崎 友哉
主事	小澤 梨花
技師	星 臣來
主事	武井 篤宏

■ 宇都宮市環境部

環境部長	船山 伸一
環境部次長	大沢 悟
廃棄物対策課	
廃棄物対策課長	田崎 俊夫
廃棄物対策課主幹	野原 勝
廃棄物対策課長補佐	中村 靖
適正処理指導グループ TEL028-632-2929	事業審査グループ TEL028-632-2928
係長	安達 優
主任	手塚 由美子
主任主事	三堂地 裕太
主事	松島 惇
主事	飯野 龍志
主事	平石 純子
	係長
	川村 幸良
	総括
	山本 泰宏
	主任主事
	宮下 勝彰
	主任技師
	安納 康之
	主任技師
	中屋敷 凌
	主事
	長谷川 雄大
	主事
	隠岐 梓

PCB

(ポリ塩化ビフェニル)

処分して！



栃木県 PCB

検索

PCBは、電気機器用の絶縁油などとして様々な用途で使われてきましたが、有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用が禁止されているとともに、PCBを保有している事業者の皆さまは、法で定められた期限までに処理することが義務づけられています。



変圧器(トランス)



コンデンサー



蛍光灯安定器

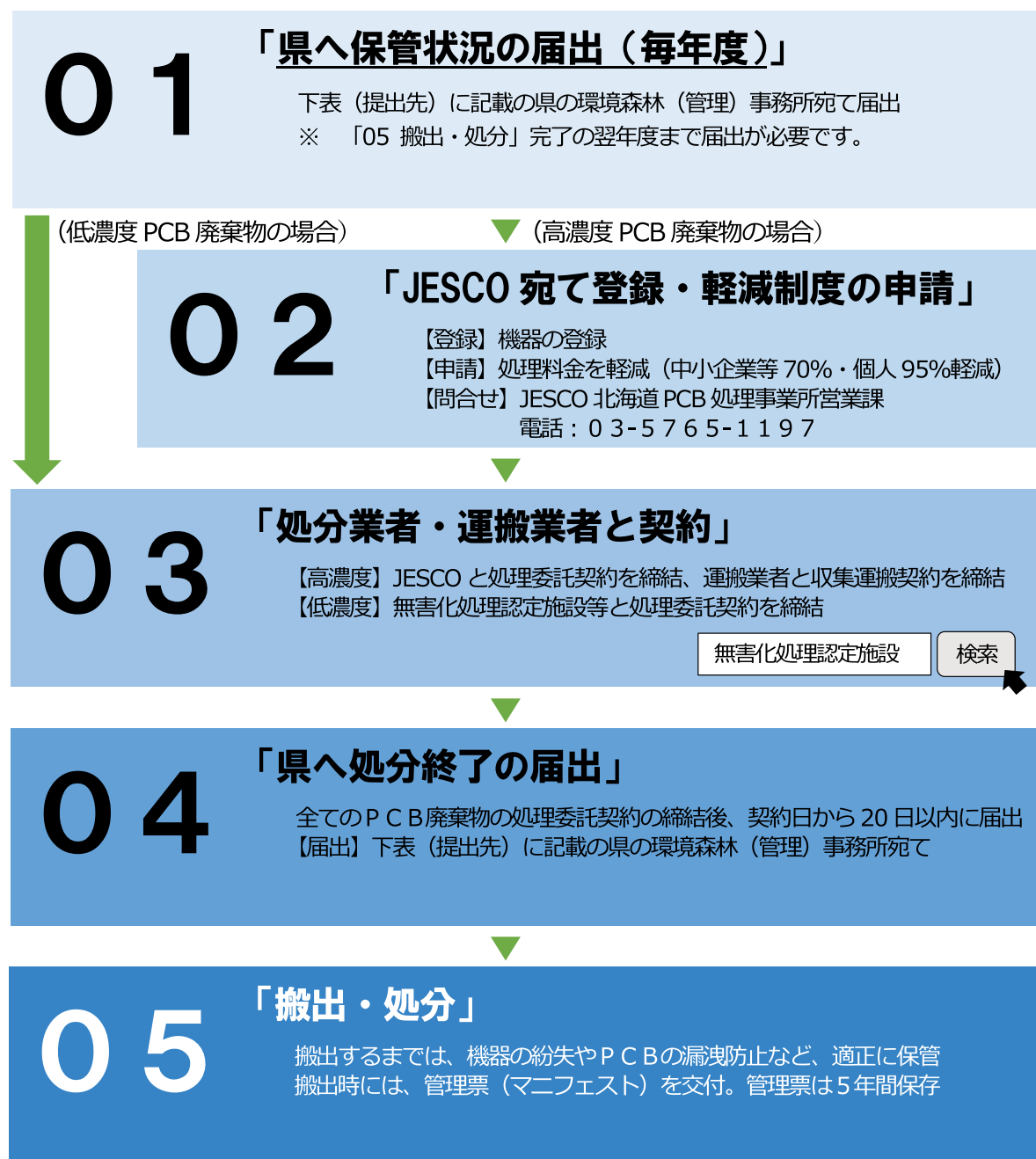
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処理期限は、
変圧器・コンデンサー：2022（令和4）年3月末
安定器・その他：2023（令和5）年3月末
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は、2027（令和9）年3月末

- 処理期限が迫っています！
- 処理期限を過ぎると処分できません！
- 処分しないと罰則の対象となります！

すぐに適正処理

詳しくは、裏面を御覧ください

● P C B 廃棄物等を保有していた場合の処理手続きの流れ



届出の提出先（郵送又は持参）	管轄市町
県西環境森林事務所 環境対策課 〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL0288-23-1000	鹿沼市・日光市
県東環境森林事務所 環境対策課 〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL0285-81-9002	真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課 〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL0287-22-2277	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町 高根沢町・那須町
県南環境森林事務所 環境対策課 〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL0283-23-4445	足利市・佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課 〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL0285-22-4309	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町

栃木県気候変動

適応
センター

通

信 20

楽しく知って・今日から行動！ 小学校で出前授業

令和4(2022)年3月



栃木県気候変動適応センターは、将来を担う小学生(10校324人)を対象に、気候変動に関する出前授業を行いました。

私たちの身の回りで、すでに起こっている「気候変動の影響」について学び、暮らしの中で取り組むことができる「適応策」などを考えました。

月
日
日直



1 家族と考える気候や暮らしの変化

祖父母や父母の子供の頃と今はどう違うのか、クラス全体の結果をまとめました。



2 気候の変化をクイズで学ぶ クイズに答えながら気候変動を学びました。

3 2100年の天気予報 2100年の夏は40℃超え！2100年の天気予報の動画を見て驚きました。

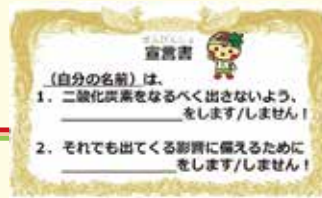
4 どうして気温は上がっているの？ 地球温暖化の原因を学びました。

5 地球温暖化を止めよう！ 地球温暖化を止めるには、どうしたらいいか考えました。

6 気候変動に適応しよう！ 気候変動の影響に適応する方法を考えました。

7 これから取り組むことを宣言しよう！

日常生活で何ができるのか考え、取り組むことを“宣言書”に記入して発表しました。



～授業の感想～

- ◆一人一人ができることを実行することが一番大切だと思った。私たちができることについて、今日からやってみようと思う！
- ◆80年後の2100年に40℃を超えるのが当たり前の世界にならないように、今からできる対策はしたほうが良いと感じた。それでも出てくる影響に備えるために適度な運動を毎日すること、ハザードマップで避難場所を確認しておこうと考えた。
- ◆毎日の生活で「むだづかい」を減らそうと考えた。そうすればCO₂の量が減り地球温暖化も防げるし、災害も防げるからだ。自分たちのちょっとの心がけで、少しでも地球環境が悪くなることを防げるなら、がんばりたいと思えるようになった。
- ◆とても授業がおもしろく楽しく分かりやすい。生活の中で自分にも簡単にできることを、こつこつとやりたい。
- ◆100年後という想像できないことまで知れて、おもしろかった。このような授業をまたやってほしい。



授業で使用した教材データは、栃木県気候変動適応センターのHPで公開しています。御自由に御活用ください。みなさんも気候変動の影響に適応するために何ができるか、何をしたらいいか、私たちと考えましょう！

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

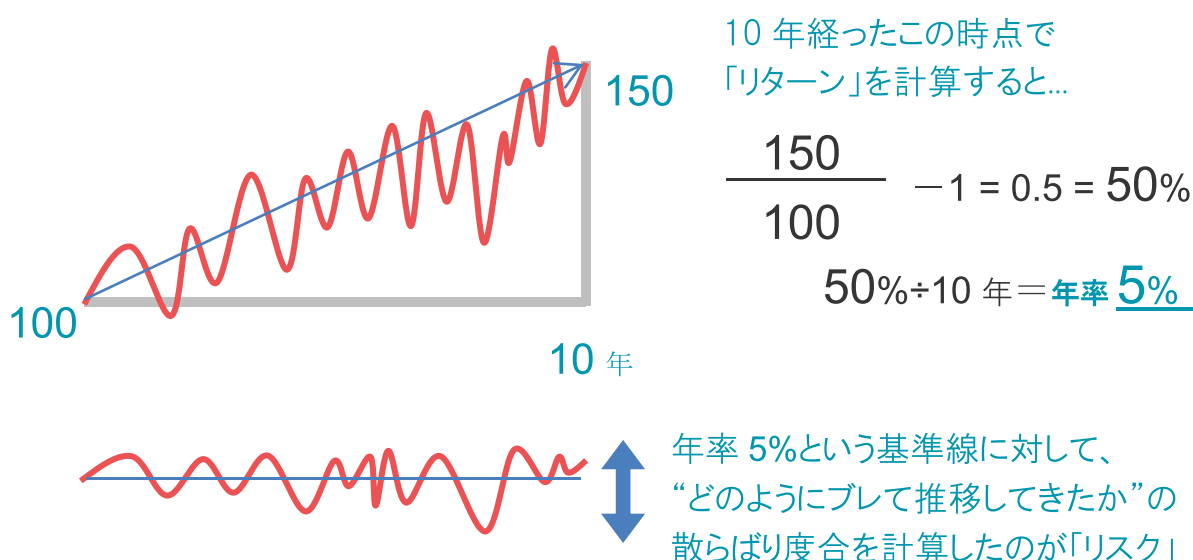


お金のはなし（第8回 「リスク」と「リターン」について）

【リスクとは、リターンを得る間のストレス度合いのこと】

よく耳にする「リスク」と「リターン」をひとことで説明すると、2つの時点の間での変化率を「リターン」といい、その「途中のブレ方」を数値化したものが「リスク」となります。買った時より高いところで売ることができればリターンは得られますが、買ったものが「直線」でなく「曲線」で動くため、運用中の価格変動にともなうストレスは中々のものです。そこで過去の「曲線度合い」（ブレ方）を数値化して、ストレスの度合いを把握したり、あらかじめ最悪のパターンについての予測と心の準備をしたり、あるいは適切な投資金額に調整したり、分散を検討したりする際に用いるのが“リスク”という概念です。

実際のところ、過去のリターン値のデータは参考の実績値でしかありませんが、リスク値の方は「これくらい下がってもおかしくない（いつ来るかは分からないが）」といった予測と心の準備の目安にはなります。この「予測と心の準備」が実は非常に大切です。これがないままだと相場下落時に怖くなって手放してしまい、結果的に長期的なリターンを得られなくなるからです。



普通の人大きくブレる「曲線」のものより、ブレない「直線」のもの、つまり預貯金が好きです。しかし預貯金のリターンがほぼゼロの現代においては、「曲線」の世界に踏み出さなければ将来のための資産運用はできません。

そして、期待できるリターンが高い（次ページの B 地点が高い）ほど、途中のブレ方（リスク）も大きくなるのが一般的です。具体的には、債券はブレが小さいがリターンも小さく、株式は最大下落率が数十パーセントにもなるようなブレ方をします。しかし、その下落期を我慢して長期間保有したことによる株式のリターンの大きさは、債券の比ではありません。

結局のところ、いかに将来の目標（B 地点の高さ）を定め、途中のブレを我慢し、長く保有した後のゴールを迎えたいのか——という個々人の方針によって、持つべき資産が決まってくるのです。

～お金のはなし（足利銀行）～



目指すゴールの高さと、許容できる途中のブレ方（リスク）のバランスで、持つべき資産（投資対象）が見えてきます。

成長期待が高いために
投資家の思惑が交錯
しがちな**成長株**

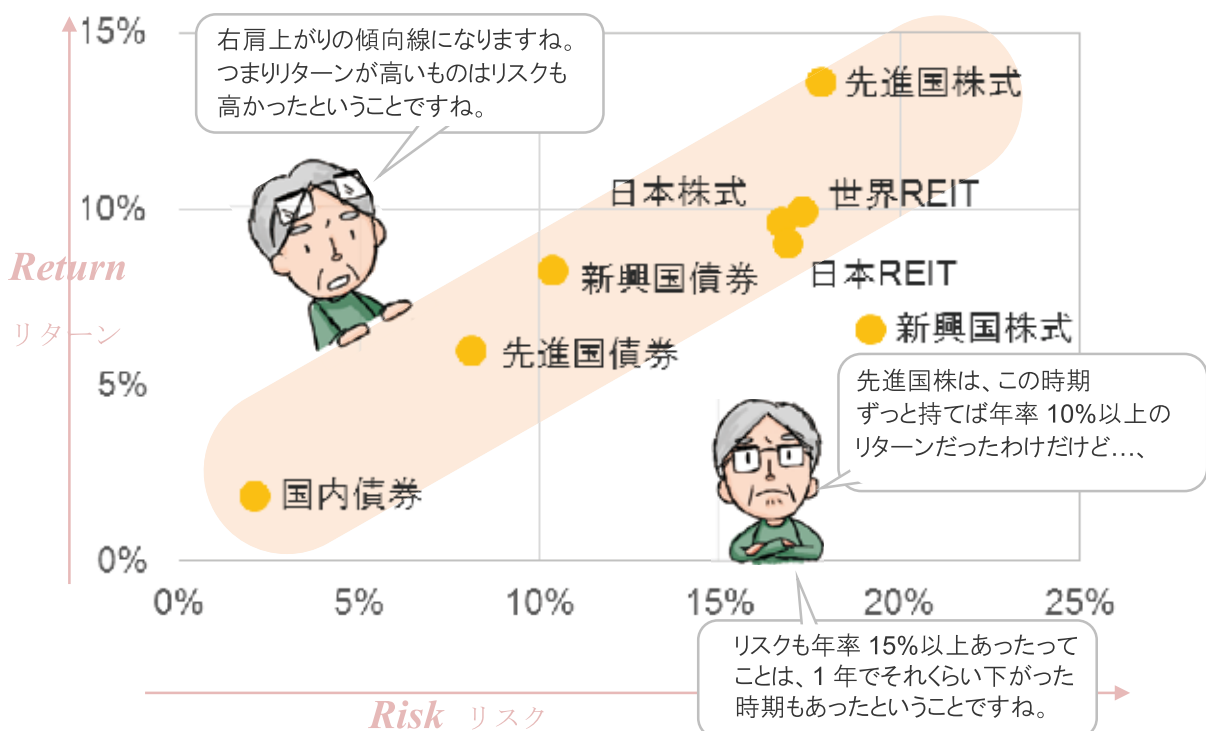
一般的な株式

債券

預貯金

【「ハイリスク・ハイリターン」とは？】

高いリターンを得るためにはやはり、途中のブレ方への「予測と心の準備」が必要です。過去のデータを用いて各資産のリターンとリスクを計測すると、以下のようなグラフになります。縦軸であるリターンが高かった資産は、横軸であるリスク、すなわち「途中のブレ方」も大きく、そのストレスに耐える「予測と心の準備」が必要とされたことが分かります。高いリターンを求めるなら高いリスクを受け入れる必要がある、いわゆる「ハイリスク・ハイリターン」の関係はやはり事実だったということです。



～お金のはなし（足利銀行）～

2010年12月末～2020年12月末（月次）

リターンは2時点のリターンを年率換算、リスクは月次リターンの標準偏差を年率換算

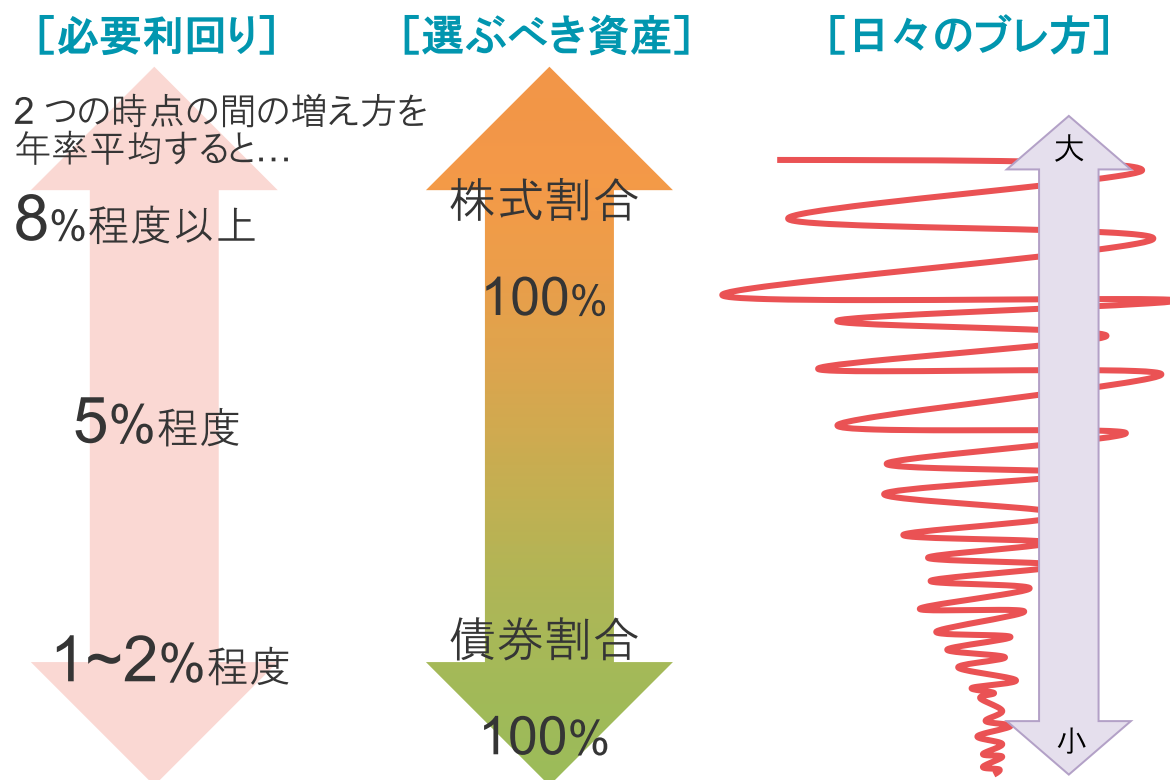
●日本株式：東証株価指数（配当込） ●先進国株式：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込） ●新興国株式：MSCI エマージング・マーケット指数（配当込） ●日本債券：FTSE 日本国債インデックス ●先進国債券：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし） ●新興国債券：JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（ヘッジなし） ●世界REIT：S&P グローバル REIT 指数（配当込） ●日本 REIT：東証 REIT 指数（配当込） ※日本株式、日本債券、日本 REIT 以外はすべて米ドルベースの指数を日興アセットが円換算
※信頼できると判断したデータをもとに足利銀行が作成 ※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

このグラフで大切なことは、あくまで過去の実績の話だということです。特にリターンの値は参考程度にとどめておきたいところです。なぜなら、今後の経済や市場の動向は相変わらず流動的で予測することは困難ですし、お客さま自身がいつまで資産を保有し続けられるかによっても大きく左右されるものだからです。

しかし、自らが設定するゴール（目標額）が高く、その達成への「必要利回り」が年率5%を超えたり10%に近かったりする場合は、一般的なバランスファンドではやや荷が重く、株式を中心とした投資が必要と言えます。

その場合は同時に、「1年間で15%や20%程度の下落は当たり前のようにあるだろう（だから、目標を達成する途中のブレ方として我慢しないといけない）」という「予測と心の準備」、言い換えれば「覚悟」が求められることも、グラフから読み取る必要があります。

【「求めるリターン」と「選ぶべき資産」と「覚悟すべきリスク」の関係イメージ】



※ [必要利回り] と [選ぶべき資産] の関係性は、過去のリスクとリターンのプロットグラフを参考にした、あくまでもイメージです。税金や手数料を考慮しておりません。

今回は、投資信託のファンドを選ぶ前段として、「長期投資の効果」と「株式は実は簡単な投資対象」についてご案内予定です。

～お金のはなし（足利銀行）～

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けま

す。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

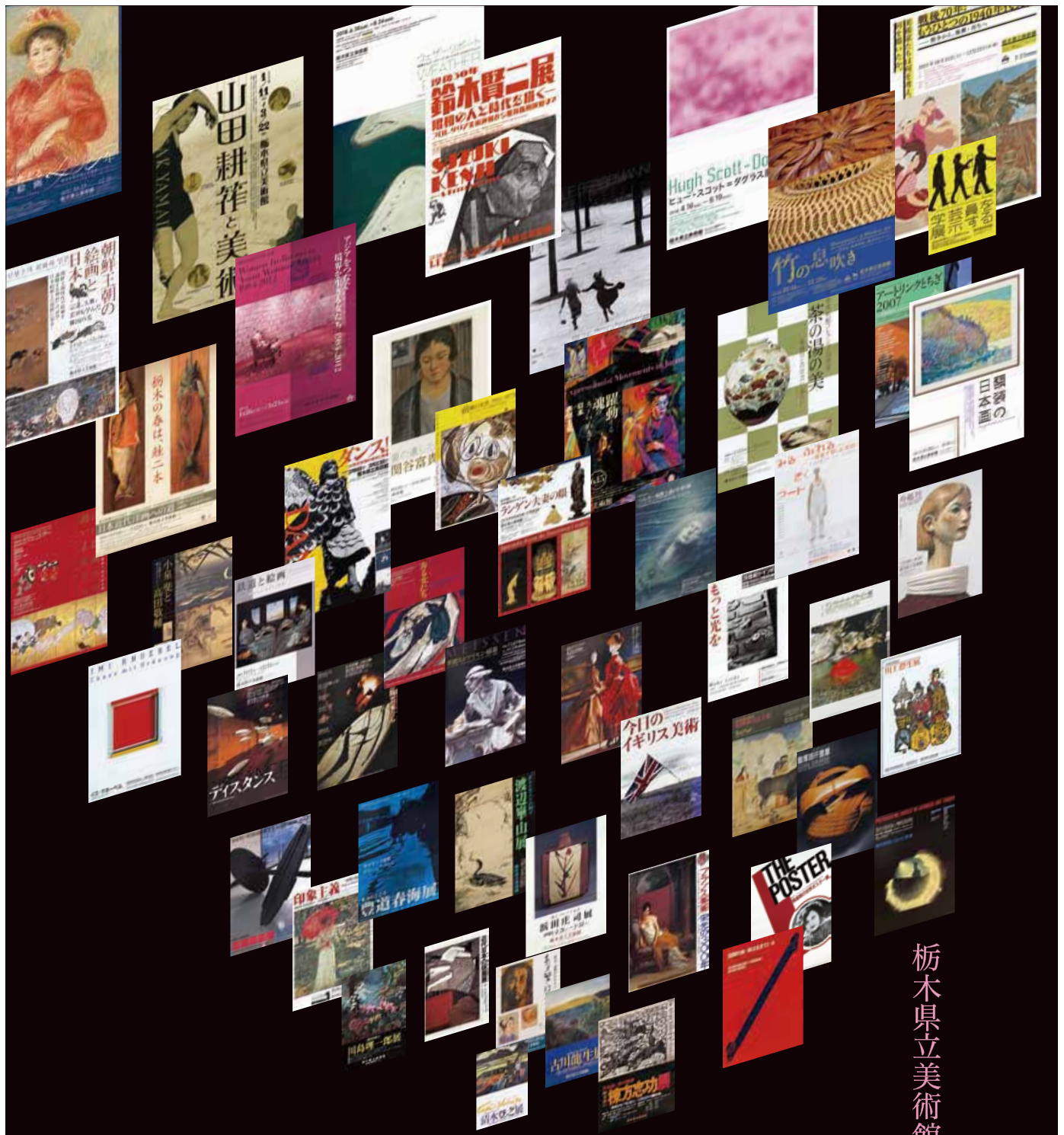
詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検 索





題名のない展覧会

50th Anniversary Collection of Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

2022.4.16^[土] — 6.26^[日]

栃木県立美術館 50年のキセキ

開館時間 午前9時30分—午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日 月曜日
観覧料 一般 800（700）円／大高生 500（400）円／中学生以下無料
（）内は20名以上の団体料金
無料日 6月11日（土）、12日（日）、15日（水・県民の日）

主催 栃木県立美術館 後援 朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、
エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、
栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

栃木県立美術館 〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7
TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

題名のない展覧会

50th Anniversary Collection of Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

栃木県立美術館 50年のキセキ

新緑の季節と淡い恋心を詠った詩が、美しい色彩で刻まれた川上澄生の代表作。本作に感動した棟方志功が版画家を志したエピソードは有名です。



1



2

当館の基金購入作品第1号！ 初公開時には「お宝」を見ようと来館者数が一気に3倍に！！



3

当館の設立にも貢献した濱田庄司。美術館草創期にご寄贈いただいた作品は今もコレクションの「顔」です。

建替えも移転新築もせず、この地で続いて50年。古さを感じさせない建築デザインはもはや奇跡！



今でも登るのがたいへんな富士山に、江戸時代登りながら絵を描くなんて信じられます？ 山頂のリアルな描写は必見！



4



5

熊にまたがりご機嫌な金太郎、モデルは放菴のお孫さん。戦時中に描かれた本作には平和への願いが込められています。



9



10

芸術家や物語上の人物の肖像が柄澤の解釈で再構築された版画シリーズ。ランボーの顔に描かれた鳥や海は何を意味するのでしょうか？



12



13

現在の竹工芸の人間国宝は2人だけ。勝城蒼鳳と藤沼昇。実は2人とも栃木県出身・在住です！



美術館ができる前から立っていたすずかけの木。建物正面のハーフミラーガラスに映り込む姿は、知る人ぞ知る隠れた名画。



7



8

永遠に続くかのような美しい水面の映像…2羽のカモが現れたらラッキー☆



11

光に溶け込むような描写はまさにターナー晩年の到達点。出身地イギリスやフランスの美術館からも借用のオファーが！

【交通案内】

○電車・バス

- ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
- ・JR宇都宮駅（西口8番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分「桜通十文字」バス下車 徒歩5分

○自家用車

- ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
- ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566

http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

1972（昭和47）年に開館した栃木県立美術館は2022（令和4）年、開館50周年を迎えます。その間に収集した作品は約9,000点、開催した企画展は240本にのぼります。今回の展覧会は特定のジャンルや時代、作家に注目したものではなく、当館50年のキセキを過去の企画展や選りすぐりの作品を通してたどる「題名のない展覧会」。当館の活動をご支援いただき、あたたかく見守ってくださった皆様への感謝の気持ちを込めて、企画展示室、常設展示室の全てを使って展示します。あわせて歴代の展覧会ポスターも一挙公開！作品の制作秘話や学芸員だけが知っている裏話を織り交ぜながら、コレクションの魅力をひも解きます。50年にわたり培ってきた伝統を活かし、皆様とともに、栃木県立美術館は新たな扉を開きます。

【関連イベント】

A. 担当学芸員による

ギャラリートーク ＊事前申込み不要

日時：4月16日（土）午後3時30分～5月15日（日）、6月5日（日）

各回とも午後2時～（1時間程度）

会場：企画展示室・常設展示室

（当日の企画展観覧券が必要）

B. もう一度見たい！

県美コレクション総選挙

会場で配布している投票用紙にお気に入りの作品を最大3点まで記入し、投票箱に入れてください。QRコードからもご応募できます。その投票結果を今秋のコレクション展Ⅲ「みんなの《推し》コレクション！」に反映させます。皆様の投票お待ちしております！

投票期間：2022年4月16日（土）～8月31日（水）



＊投票いただいた内容は館内に掲示するほか、当館SNSおよび広報物などでご紹介させていただく場合があります。
＊新型コロナウイルス感染症拡大予防のため予定を変更する場合があります。詳細についてはお問合せください。



コレクション展Ⅰ

全館展示 題名のない展覧会（第5章）

4月16日（土）～6月26日（日）

- 川上澄生《初夏の風》1926年
- 濱田庄司《輪軸赤絵扇画》1971年
- クロード・モネ《サン・タドレスの海岸》1864年
- 小泉要《富嶽全図巻》（部分）1801-1805年頃
- 渡辺豊重《鬼 その1》2009年
- 柳宗理《スタッキングチェア》1972年
- 「栃木県立美術館外観」（撮影：村井修）
- 「すずかけの木」
- 小杉放電《金太郎遊行》1944年
- J.M.W.ターナー《風景・タンパリンをもつ女》1840-50年頃
- 田中功起《By Chance(2 Ducks)》2003年
- 柄澤齊《肖像Ⅳ アルチュール・ランボー》1982年
- 勝城蒼鳳《千筋捻漆花籃「蓮」》2002年
- 2022年栃木県立美術館蔵 ＊会期中に一部展示替えがあります。

会員へのメール配信サービス始めました！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

* メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

* 本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 ー 許可証の変更等について ー

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

ー 編集後記 ー

桜美公園の枝垂れ桜も満開になり、新年度を迎えました。

コロナウイルスの新規感染者もここにきて下げ止まりの様子で新たな変異株「BA・2」に変わり、感染者がまた増加しそうな感じです。栃木県でも 700 人前後の感染者が確認され、知り合いにも何人か感染が確認されてきました。

ウクライナに侵攻したロシア軍はキーウから撤退し、東部に兵力を集中。当初の作戦を変更し、悲惨なウクライナの現状が映し出されております。早く平和な世界になることを祈るばかりです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、コンビニや宿泊施設などで様々な工夫がされ、プラスチックを取り巻く環境が変わっています。この法律が我々の業界に吉となるよう、情報をしっかり収集し、会員の皆様に提供してゆきたいと思います。今年度も、よろしくお願いします。

ー 事務局だより ー

☆ 3 月 8 日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が Web 会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 3 月 11 日（金）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 3 月 24 日（木）

公益財団法人栃木県環境保全公社理事会が、宇都宮市のニューみくらにおいて開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 3 月 29 日（金）

栃木県建設産業団体連合会常任理事会及び理事会合同会議が、栃木県建設産業会館において開催され、菊池会長が出席しました。